

【組織・運営関係】

森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）抄

第七章 林政審議会

（設置）

第二十九条 農林水産省に、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

第二審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

第三審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第三十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

第二委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者たちから、農林水産大臣が任命する。

第三委員は、非常勤とする。

第四項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第三十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

林政審議会令（昭和四十年政令第二百一号）

（委員の任期）

第一条 林政審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第二会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

第三会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（特別委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

第二特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者たちから、農林水産大臣が任命する。

第三特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第四特別委員は、非常勤とする。

第四条 幹事会は、幹事を置く。

幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(部会)

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 2
部会は属する会員及び特別会員は
部会長を置く。
会長が指名する

部会長は、部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指

行義事香7

第六条 委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席した

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

第七条 廉議会の庶務は、林野厅林政部林政

（新規）
第八条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮つて定める。

本政審議会議事規則

林

任されていなければ農林水産大臣)が定める。

会議は、公開とします。

支那に及んでは、はるかにうるゝ易場合又は、特に定めの個人、人若しくは団体には、不當な利益を得る。

2 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をと

3 会長は、次に掲げる事項を記載した会議の議事録を作成し、農林水産省に設けられる

又曰持及易所

二開会及び閉会の時刻

四 議題

六 その他重要な事項

賢に供するところができる。

とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第五条 特別委員に調査審議させるべき事項は、特別委員」とて会長が定める。

2 特別委員会は、会長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い審議

(雜則)

第六条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。